

改正

平成27年4月30日要綱第20号

令和元年9月25日要綱第12号

佐用町簡易耐震診断推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐用町内に存する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、佐用町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施し、もって、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を、簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 第3条に定める対象住宅について、佐用町が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使う共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁を接して、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条で定める簡易耐震診断員で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項による建築士事務所に所属する者をいう。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び、第49条に規定する理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者の派遣対象とする住宅は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建

築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で、建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。

(2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの

(3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの

イ 枠組壁工法

ロ 丸太組工法

ハ 建築基準法第38条に規定する認定工法

(4) 原則として、建築基準法に適合しているもの

(5) 過去に、佐用町が行った耐震診断事業の適用を受けていないこと。

(事業の内容)

第4条 町長は、本要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等（以下「申込者」という）より、次条に規定する申し込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

(申し込み手続き)

第5条 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、佐用町簡易耐震診断推進事業施行細則（以下、「細則」という。）に定める簡易耐震診断申込書（以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町に提出するものとする。

(1) 第2条第7号に規定する管理者等が申し込みをする場合は、細則に定める佐用町簡易耐震診断推進事業の申込書及び実施に関する証書

(2) 長屋住宅の申し込みをする場合は、細則に定める佐用町簡易耐震診断推進事業の申込書及び実施に関する同意書

(3) その他町長が必要と認める書類

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 佐用町長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定した場合は、細則に定める耐震診断実施決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、当該申込者に通知するものとする。

2 佐用町長は、前項の規定により、耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 佐用町長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定した場合

は、その理由を付して、細則に定める耐震診断実施要件不適合通知書により、当該申込者に通知するものとする。

- 4 町長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認める場合は、当該通知書の内容を変更することができる。

(経費及び申込者の費用負担)

第7条 この事業に係る診断経費及び申込者の負担額は、別表に掲げるとおりとし、そのうち、町は、診断経費の9割を負担する。

- 2 申込者は、耐震診断技術者が現地にて耐震診断を行った後、町の発行する納付書により、前項に定める金額を納めるものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 町は、申込書を受理し、決定通知後、速やかに耐震診断技術者に派遣を依頼するものとする。

(耐震診断の取り止め)

第9条 申込者は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断を取り止める場合は、決定通知を受けた日の翌日から15日以内は、細則に定める簡易耐震診断実施決定辞退届に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出することにより、耐震診断を取り止めることができる。

- (1) 第2条第7号に規定する管理者等が届出をする場合は、細則に定める佐用町簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する証書
- (2) 長屋住宅の場合は、細則に定める佐用町簡易耐震診断推進事業の辞退の届出に関する同意書
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請の取り止めがあった場合は、当該申請に係る実施決定はなかったものとみなす。

(耐震診断の実施)

第10条 耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対して耐震診断を実施し、診断結果を町に報告するものとする。

- 2 町は、第7条第2項の負担金の納付を確認した後、耐震診断技術者からの診断結果を申込者に報告するものとする。

(耐震診断の取り消し)

第11条 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、耐震診断技術者の耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込その他の不正の行為により、派遣の決定を受けたことが判明した場合
- (2) その他佐用町長が不適当と認める事由が生じた場合

2 町長は、前項の規定により、耐震診断の決定を取り消した場合は、その理由を付して、細則に定める簡易耐震診断実施決定取消通知書により、当該申込者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行なうこと。

第13条 この要綱の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月30日要綱第20号)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日要綱第12号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

耐震診断経費 一棟あたり (消費税を含む。)

建物・構造種別		No.	一棟あたり診断経費	申込者負担金
戸建て住宅	木造	1	31,500円	3,150円
	非木造	2	63,500円	6,350円
長屋	木造	3	63,500円	6,350円
	R C 造	1 棟目	217,000円	21,700円
		2 棟目以降	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1 棟目	114,000円	11,400円
		2 棟目以降	79,500円	7,950円
共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円
	R C 造	9	217,000円	21,700円

		図面なし	10	321, 000円	32, 100円
		2 棟目以降	11	155, 000円	15, 500円
	鉄骨造	1 棟目	12	114, 000円	11, 400円
		2 棟目以降	13	79, 500円	7, 950円